

「日本ホーリネス教団の戦争責任に関する私たちの告白」の
資料と解説

日本ホーリネス教団 福音による和解委員会



「日本ホーリネス教団の戦争責任に関する私たちの告白」の

資料と解説

日本ホーリネス教団 福音による和解委員会

目次

はじめに

————— 四

第一章 本文「日本ホーリネス教団の戦争責任に関する私たちの告白」

————— 六

第二章

「戦責告白」採択に至る経緯

————— 一二

一 戦後教団史の中から

————— 一二

二 きっかけの年、一九九五年

————— 一五

三 戦責告白決議をめぐって

————— 一九

四 その後の動向

————— 二二

第三章

「戦責告白」の趣旨

————— 二七

一 私たちの歴史を見る目について

————— 二七

二 私たちの社会を見る目について

————— 三〇

三 私たちの教会を見る目について

————— 三三

四 「戦責告白」の趣旨

————— 三八

第四章 資料と解説 四三

一 注 四三

二 資料と解説 四五

第五章 今後の展望 一四六

一 私たちの目指すこと 一四六

二 神との和解 一四七

三 隣人との和解 一四八

第六章 関連資料 一五二

一 参考資料 一五二

・日本基督教団「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」
・日本福音同盟「戦後五〇年にあたってのJEA声明」

二 関連事項略年表 一五六

三 参考文献 一六〇

あとがき 一六三

はじめに

「日本ホーリネス教団の戦争責任に関する私たちの告白（以下、「戦責告白」）」が、教団総会で決議されてから、一年になります。この戦責告白に対して、多くの反応が寄せられました。好意的な評価もあれば、厳しいご批判もあります。良くも悪くも、この戦責告白は、私たちの教団の現在の状況が反映されていると思います。私たちはここまで出来るようになったという思いと、私たちはまだこれしか出来ないという思いが交錯します。しかしそれは、開き直りでも自己卑下でもありません。自分たちの足元を確かめながら、前進しつつあることに、神の導きと守りを実感します。

さて、本誌は、教団総会に提出するために機関紙「りばいばる（一九九七年一月号）」に掲載された「日本ホーリネス教団の戦争責任に関する声明（案）」の説明のために、宣教研究委員会によって書かれた「日本ホーリネス教団の戦争責任に関する声明（案）」の資料と解説」の改訂増補版です。宣教研究委員会のものをベースとして、この働きを継続して担うことになった福音による和解委員会が、実際に決議された「戦責告白」に沿って、手を加えたものです。

先の「資料と解説」は、教団総会が差し迫っていたこともあり、各個教会と教団総会代議員へ一部ずつ送付されただけでした。しかし、広く教団内の方々に理解を深めていただきたく、今回の出版となりました。もっと早い時期に出版されるべきでしたが、当委員会に託された仕事が思いのほか多く、遅くなったことを申し訳なく思います。その分、戦責告白決議の動きとその後の動向を、紹介することが出来ました。

ある程度予測していたことですが、戦争責任に関する事柄などは、いわゆる「社会問題」であると理解

され、そうすると伝統的に私たちのあいだでは、それは「信仰」には関係のない事柄と思われたようです。戦責告白の起草に携わった者たちが恐れたのは、反対ではなく、むしろ無関心でありました。

しかし、私たちの教会を取り巻く状況、特に宣教の不振など、この閉塞状況を何とかしたいという願いは、誰もがもっていることと思います。そのような中で、戦責告白は、いわゆる方法論を取り上げるものではありませんが、私たちの教会の在り方についての問いかけであり、今後の教会の働きに大きな影響があると信じるものです。

正直に申しまして、古い資料を掘り起こして検証することは、やさしい作業ではありませんでした。それは作業の煩雑さというよりも、私たちの教会の歴史を直視すること、何とも言えない重苦しさを感じたためですが、しかし教会の現実を直視することによって、私たちがその宣教に於いて、何と戦っているのが、少しですが見えてまいりました。そして何よりも、私たちの教会を愛する思いが増し加えられたように思います。

古い機関紙の中で、取り上げておきたいと思いつつ出来なかった記事も多くあり、また現在刊行中の「日本基督教団史資料集」にも充分に目を通す時間がありませんでした。また、一度に書き下ろした原稿ではないため、内容的に重複している部分がかなりあると思いますが、強調点とご理解いただければ感謝です。このように不十分なものではありませんが、戦責告白についての理解が深まるために、本誌が活用されることを願っています。

主の平和をお祈り申し上げます。

一九九八年三月

日本ホーリネス教団 福音による和解委員会

第一章

「戦責告白」 本文

日本ホーリネス教団の戦争責任に関する私たちの告白

ホーリネス宣教百年の年を迎えようとしている今、私たち日本ホーリネス教団は、これまでの神の導きを心から感謝し、先達の信仰の戦いに思いを寄せています。そして、私たちが私たちの教会の歴史を振り返ることによってその歩みを省み、信仰の継承を目指すと共に、過去に犯した過ちをここに言い表します。

一 歴史を振り返って

明治憲法や教育勅語等によって、天皇神格化の波が日本に浸透しつつあった一九〇一年、私た

ちの教会は宣教を開始いたしました。「四重の福音」を旗印として、日本全国と、アジア諸国へと宣教をすすめました。その働きによって、現在の私たちの教会が存在し、アジア諸国にホーリネス教会が建てられ、現在のアジア太平洋地域ホーリネス教会連盟のような実を結びました。

また、戦前の私たちの教会は、宗教法案や宗教団体法案による国家の宗教への介入や、神社参拝の強要に対して、信仰の戦いの意志を明確にもっていました。

しかしそれにもかかわらず私たちの教会は、日本の軍国主義と、それを支えた天皇制については、それを批判することなく、むしろ支持をしました。教会は、当時の日本が犯した侵略という過ちにも気づかず、天皇の名による戦争を「聖戦」と呼び、「皇室中心主義」や「敬神尊王」などと言って、その過ちを信仰の事柄と交錯し、支持をしました。そして、私たちの教会のアジア諸国への宣教は、宣教がその純粋な動機であったとはいえ、その働きは日本の植民地政策に追随するものでありました。

さて、昭和十五年戦争下、私たちの教会は、治安維持法と宗教団体法によって不当に弾圧され、解散を余儀なくされました。そしてその信仰のゆえに命を奪われた牧師たち、裁判で命懸けの証言をして信仰を貫いた牧師たち、解散させられたために、社会的にも経済的にも困難な事態に陥りながらも信仰を守り続けた牧師家族や信徒たちのように、試練を乗り越えた先達の信仰の戦いによって、今日の私たちの教会があることは、神の守りの聖手が加わっていたためであると信ずるものです。

しかし、それ以前に私たちの教会は、リバイバル（信仰復興運動）の経験によって進展しつつも、その後、再臨信仰で躓き、教理の理解の相違から、同信の友と決別しました。そして、その後の宗教団体法案には反対の姿勢をもちや取り得ず、教会合同の流れに組み込まれていきました。

しかも、それ以前から教会合同の気運があつたために、宗教団体法を楯にした国家権力の圧力に屈したにもかかわらず、教会はそれを信仰的な決断であると理解しました。こうして成立した日本基督教団に、私たちの教会も参加しました。またその過程において、同法によつて天皇神格化を進める国家の圧力に屈し、再臨信仰に関する教義を変更しました。そして国策に従い、宮城遥拝や君が代斉唱などの国民儀礼や神社参拝を行い、さらに戦勝祈願、皇軍慰問献金、半島人徴兵制度実施感謝式の開催などの戦争協力を進めました。

また、弾圧に直面した時、私たちの教会は、自分たちの信仰が治安維持法に問われていることに気づきませんでした。それは、天皇を崇敬する愛国者を自負していたために、治安維持法のいう「国体の否定」に抵触するとは思っていなかったためであります。すなわち、キリスト教信仰の中に天皇制を受け入れていたのです。そして、天皇に仕えるのが日本人の本分であるという、「国民生活」という文を機関紙に載せ、天皇制へとすりよつてしまいました。

拘禁された牧師たちの中には、裁判のために、それまでのキリスト教信仰を清算し、祖先崇拜などをして日本人として生きると言う者たちや、神社参拝に積極的な姿勢を示す者たちもいました。また、私たちの教会は、再臨信仰が問題となつてゐることが分かつた時、かつて分かれた同信の友の再臨信仰との違いを強調し、自らの身を守ろうとしました。それは、弾圧時に日本基督教団がホーリネス系教会を切り捨てたという自己保身の態度と変わらぬものでした。このような中で、信仰を捨てた信徒もありました。

敗戦後、私たちの教会は復興を遂げ、その信仰の特徴を生かすために日本基督教団を離脱して今日に至つています。神の守りと導きのうちに、多くの実を結ぶことができました。靖国問題や天皇の代替わり、宗教法人法改正や、私たちの教会がもつ差別意識が糾弾されたことなどを通し

て、歴史や社会とのかかわりについて、学びを進めて来ました。

しかし、私たちのそのような問題意識はまだ徹底されたものではありません。むしろ、私たちの教会の関心は信仰の内面性に重点がおかれ、その結果、私たちの教会の社会とのかかわりは、希薄なものとなっています。

またこれまでの私たちの教会の歴史認識は、非常に狭められたものでした。それは、私たちの教会は、弾圧の被害者であるという意識を強く持っていたためです。しかし私たちの国が、かつての戦争や皇室を美化し、その過ちを水に流そうとしているのと同様に、私たちの教会も、自らの歴史を検証し、問題点を明らかにすることを怠ってきたことの責任は免れません。

また、本来、教会は、信仰告白を絆とする信仰共同体であります。しかし、私たちの教会の絆は、カリスマを持った指導者に負うところが大きく、それ自体は誤りではないとしても、その弊害は教会に「内なる天皇制」の問題を投げかけています。そのために、無責任な体質や、さきにふれた差別意識などを持つていると言わなければなりません。

二 これからの歩み

私たちのこの言葉は、戦時下の私たちの教会とキリスト教界、当事者個人の過ちを糾弾するものではありません。戦時下の教会を過ちに陥らせた天皇制の圧力は、今も姿を変えつつも存続しており、戦時下の教会が問われた信仰告白に生きることは、まさに今の私たちの課題であります。そこで私たちは自らを告発し、その責任を言い表します。

日本の進めた侵略戦争によって引き起こされた、神社参拝の強要、日本語教育の強制、虐殺、

慰安婦の問題、そして今日では経済力による侵攻や民族の蔑視、責任の回避など、私たちは日本人として、このような国家の過ちについて連帯の責任を負うものです。また、教会の中にも民族蔑視の思いや、皇室に対する拭いきれない好意によって生じる、戦争容認などの誤った歴史の見方があることを、私たちは認めます。

また、私たちは日本人としての連帯責任を負うことによって、私たちの教会の信仰の問題を曖昧にはしません。天皇制社会に生きる私たちの、福音理解が問われていると考えます。私たちの強調してきました「聖書信仰」も、個人の内面的な信仰に重点がおかれ、社会とのかかわりの面は希薄でありました。その結果、アジア諸国の人々とその教会の気持ちばかりでなく、私たちの教団内の韓国人教会や、沖縄の諸教会と、そこに属する人々の気持ちについて、私たちの教会の理解は、あまりにも不十分なものでありました。

ここに私たちの教会は、自らの弱さと過ちを、神と人との前に悔い改めて言い表し、心から赦しを請うものであります。

まず、私たちの教会は、神社参拝や天皇崇拜などの偶像礼拝に墜ちてしまった罪を、神の前に悔い改めます。

そして、私たちの教会のアジア諸国への宣教が、日本の侵略戦争に追隨するものであったことと、さまざまな戦争協力を行ってきたことを、アジア諸国の人々とその教会に謝罪します。

また、弾圧時の裁判の中で、かつての同信の友を切り捨ててするような発言をしたことを、謝罪します。

また、日本基督教団が、旧ホーリネス系の教師及び家族、教会に対し、謝罪の意を表した時、私たちの教会は、それといった反応を示しませんでした。それは、戦時下、特に弾圧への対応に

よって生じた、私たちの教会と諸教派との亀裂が、今なお深い部分では癒えていないためです。このことについて私たちの教会は、自らを正当化せず、責任をも自覚するものですが、和解の必要を感じています。

今後、私たちの教会は、「日本ホーリネス教団の信仰告白」に基づいて、神のみこころに適う教会の形成を目指します。また、歴史に学ぶことを忘れずに、私たちが置かれている時代と社会の状況を見極めることができるような体制によって、社会への責任を果たすことを目指します。そして、アジア諸国の人々の心情を理解することを努めるとともに、特に私たちに与えられている、アジア太平洋地域ホーリネス教会連盟の交わりを豊かなものとすることを目指します。

ホーリネス宣教百年を迎えようとするこのとき、共同体の罪を自らのものとして懺悔した、指導者ネヘミヤ（ネヘミヤ記第一章四く十一節）やダニエル（ダニエル書第九章一く十一節）の祈りに学びつつ、悔い改めと信仰をもって立ち上がる覚悟であります。そして二十一世紀を迎えようとする今、私たちは、私たちの教会の歩みが神のみこころに適い、神と人に仕えることができるよう、願っています。

一九九七年三月二〇日
日本ホーリネス教団第三十四回総会

第二章

「戦責告白」採択に至る経緯

一 戦後教団史の中から

私たちの教団は、国家との関係やいわゆる社会問題、また歴史の検証等は、信仰の本質と相容れぬものであるという理解を伝統的にしてきました。社会問題に全く無関心というわけではないのですが、そのような中でこそ個人の信仰の内面性が問われると理解してきました。

戦時下の弾圧の評価も、そのような視点でなされてきましたから、歴史の検証や社会問題との関わりは、極力避けてきたと言えるでしょう。ですから、戦後教団史の中で、そのような課題との接触は多くはないのですが、しかし全くなかったというわけではありません。その中から、戦責告白の伏線となったような出来事をいくつか挙げます。

① 「靖国神社国家護持法案」の問題

代表的な問題は、靖国神社問題です。戦争の象徴的存在である靖国神社の国家護持と、そのための非宗教論は大きな問題でした。しかし、いわゆる社会派などと呼ばれるグループの行動に批判的な私たちの教団は、明確にそこから一線を画してきました。反対運動をする人々の中に、私たちの信仰理解とは相容れぬ言動があったり、それが原因で信仰から離れてしまうケースなどがあり、そのような活動に同調することは危険だという判断がありました。

もちろん、全部がそうだったというわけではないでしょうが、私たちの教団は距離を置きました。それでも一九六八年と、一九七一年の第二三年会で「靖国神社法案反対決議」が採択されており、その問題の大きさを伺い知ることが出来ます。

②部落差別問題についての糾弾

また部落差別問題で糾弾されるという出来事がありました。現在は教団を離脱している東与三次牧師の文書が発端となり、教団の姿勢が厳しく糾弾されました。このことを通して、私たちが関心を持っていなかった問題と取り組む必要に迫られ、学びと対話を続けたのでした。この問題について、私たちの側に確かに問題はあったのですが、ただし、私たちを糾弾した人々の姿勢について、私たちは決して納得しているわけではありません。

③大嘗祭に関して

更に天皇の代替わりに伴う一連の行事との関わりが問題となりました。これについては、カトリックとプロテスタントは歩調を合わせ、日本福音同盟（JEA）なども同調するなど、大きな運動となりましたが、この問題についても私たちの教団は一線を画しました。しかし反対声明は出しましたが、教団の総意

という意味ではない、教団委員会の名による声明という形をとりました。

④ 出版物の中から

次に、教団の歴史に関する出版物から代表的なものを取り上げます。まず、山崎鷲夫牧師と千代崎秀雄牧師によって著された「日本ホーリネス教団史（日本ホーリネス教団、一九七〇年）」があります。興味深いエピソードが多く記された本ですが、分裂と弾圧については、残念ながら殆ど触れられていません。

それを補うようにして発行されたのが、「ホーリネスバンドの軌跡（ホーリネス・バンド昭和キリスト教弾圧史料行会編、新教出版社、一九八三年）」です。この本には、リバイバルと弾圧についての証言が多く含まれており、貴重な資料と言うことが出来ます。ただしこの本は、体験者の証言集という性格を持っていきますので、その評価が一面的になっていることは否めず、中には特に断りもなく収録前の資料に手が加えられている部分があるなど、注意深く読む必要もあります。

また私たちの教団の再建等に大きな影響のあった、車田秋次牧師の「車田秋次全集（車田秋次著、一九八五年、いのちのことば社）」があります。この全集に収録された車田牧師の日記や予審調書は、貴重な資料であり、千代崎牧師による綿密な解説も非常に有意義なものでありました。しかし、本書でも取り上げる藤川弁護士による弁論要旨などが再録されていますが、その問題点についての指摘は殆どなされませんでした。

このように私たちの教団は、社会問題については一線を画し、歴史検証については積極的評価が主に語られてきました。もちろん、このような姿勢に問題を感じている人もおり、それが教団全体にはなかなか反映されませんでした。が、次第に目は開かれつつあったと言えるでしょう。

二 きっかけの年、一九九五年

①戦後五〇年の節目

さて一九九五年は、戦後五〇年の節目の年であり、歴史の検証が意識的になされた年でありました。政治の世界では「戦後五〇年国会決議」が紆余曲折を経て決議されましたが、これによって私たちの国は、多少の反省の言葉を取り入れつつも、歴史に対する曖昧な態度と、無責任さを改めて明らかにしました。このような中でキリスト教界からは、多くの教団、教派、団体、学校が、戦争責任を言い表す文章を公表しました。その中には、私たちの教団が連なるJEAのものも含まれています。

この年、私たちの教団でも独自の声明を発表すべきではないかとの声がありました。私たちの教団ではその歴史の検証が充分になされているとは言えず、また一種の流行にのるような形で出される声明には意味がないとの判断から、時間をかけて歴史を検証し、私たちの教団にふさわしい声明を発表しようと、その作業は宣教研究委員会（内藤達朗委員長、当時）に託されました。このことは、教団機関紙「りばいばる（一九九五年八月号）」紙上で報告され、私たちの教団が加害責任に言及したのは初めてではないかとの記事が、クリスチャン新聞（九五年八月二十七日）にも取り上げられました。また同年の「りばいばる」七月号と八月号に、戦後五〇年の特集として、戦争体験世代の牧師と、戦後世代の牧師の寄稿文が載っています。その内容にも異なる世代間の「温度差」が表れています。

私たちの教会の歴史については、表立ってはその信仰の戦いの側面と、被害者であるという意識が伝えられ、それだけではなかったはずだという思いは、非公式な批判として語られることはありましたが、こ

の時期から教団としての検証そのものが、具体的になり始めたと言えるでしょう。

もう一つのきっかけは、この頃、教団出版局の仕事をしていて錦織博義牧師が、その出版物の内容について調査をし、戦前、戦中の機関紙から戦争協力に関する記述をまとめ、それについて教団ではどのように対処するかという質問を、教団委員会宛に資料と共に提出したことです。教団委員会では錦織牧師の質問を含めた教団の歴史の検証を、宣教研究委員会に委託しました。

これらについて宣教研究委員会は調査をし、同委員会の委員によって、戦時下の文書、東南アジア諸国との関係、当事者たちの証言等についての調査と検討が重ねられてきました。更に、宣教研究委員会委員長の要請によって、別に問題意識をもって教会で学びを進めていた、上中栄牧師（鶴沼教会）がオブザーバーとして加わりました。

それまでの宣教研究委員会の活動については、教団総会（一九九六年三月、第三三回総会）でも報告され、戦責告白の必要性などについて、議論されました。そして、宣教研究委員会では、戦争責任に関する「声明」を発表する準備を進めました。

検討した事柄については、教団委員会に報告すると共に、教団内に情報を提供する必要を感じ、「りばいばる」九六年八月号から、五回にわたって「戦争責任を考える」というシリーズ記事に掲載しました（ただし編集者の都合により、八月号、一〇月号、九七年一月号に計五回。なお「シリーズ三」のタイトルは、「天皇制と私たちの教会」の誤り）。その間、九六年一〇月に日本で開かれた、アジア太平洋地域ホーリネス教会連盟の大会では、これらの取組みを中間報告の形で報告すると共に、松木祐三教団委員長による謝罪が行われました。

このようにしてまとめられたものが、「日本ホーリネス教団の戦争責任に関する声明（案）」として、「りばいばる」九七年一月号に公表され、関係者の意見と批判を仰ぐこととなりました。そして、「声明

(案)「についての理解を深めていただくために、「資料と解説」が作られ、教団内諸教会と、教団総会代議員へ送付されました。

②カルト集団の問題と宗教法人法改正

一九九五年にもう少しこだわっておきたいと思いますが、この年は、地下鉄サリン事件など、カルト的宗教集団による事件が相次いで起き、一般からの宗教に対する目が厳しくなった年でありました。そしてそれを口実に国会で取り上げられたのが、宗教法人法「改正」と、破壊活動防止法の団体適用の問題でした。カルト宗教に対する非難と、税制上の優遇を悪用する宗教法人に対する非難と、与野党の政争の具としての面がクローズアップされたために、宗教法人法「改正」は、問題の本質が明らかにされないまま押し切られました。破防法の団体適用は結果的には見送られたのですが、その問題は解決されたわけではありません。

これらの問題と私たちの教団の態度については後述しますが、この年の私たちの関心は、決して高いものではありませんでした。信仰の内面性を重視するのは良いとしても、戦時下の状況とよく似た状況であるにもかかわらず、これらの問題に問題を感じないことは健全とは言えず、弾圧という歴史そのものから何も学んでいないのではないか。そのような問題意識が、戦責告白起草には少なからず影響したと言うことが出来ます。

③阪神淡路大震災

また一九九五年は、阪神淡路大震災の年でした。戦責告白と主題が逸れるように思われるかもしれませんが、この震災によって明らかにされた教会の課題は、戦責問題と決して無関係ではないという思いが、

起草者たちの中にありましたので、ぜひ触れておきたいと思います。

あの大震災の直後、行政の初動体制の遅れや危機管理のあまさ、現状認識の欠如によると思われる、海外からの援助申出の拒否が、激しく非難されました。そして義援金分配の遅れや義援金の趣旨とは異なる使われ方についても大きな問題となりました。

私たちの教団に連なる教会にも被害があり、教団内からかなり早い時期に義援金が集まり、地元の教区を中心としてボランティア活動がなされました。また教団にも対策本部が設けられ、対応にあたりました。そして救援に関わる全ての人が精一杯の奉仕をしました。

けれども、敢えて言うならば、教団全体の情報や意志の疎通がうまく機能したとは言い難く、状況が把握されていないために、救援などについての問い合わせについても、窓口が違うといういわゆるたらい回しのようなことがありました。現場で救援活動に関わった人々の中から、もう支援は充分だろうという発言が、かなり早い時期からありました。そして、ボランティア支援の申出が断られるようなこともありました。また一旦分配の終わった後の義援金の使途についても、当初の義援金の意図とは異なるのではないかとの議論が、教団総会でもなされました。

誤解を恐れずに言うならば、私たちの教団のとった態度は、激しく非難された行政のそれとよく似ていたということです。行政に携わる人々にも、私たちの教団の誰にも悪意はなかったでしょう。そしてこれも誤解のないようにしていただきたいのですが、ここで救援に携わった人々の働きを過小評価しているではありません。しかし充分機能出来なかった私たちの教団の現実を直視しておきたいのです。このような中で、いち早く救援活動を行っていたのは、キリスト教諸団体の中でも、日頃からボランティアに携わっている団体でありました。普段の意識が、いざという時の行動に表れる一つの実例と言えるでしょう。

もちろん、私たちの教団の本来の使命はボランティアなど社会活動ではないと言えるでしょうし、それ

はその通りだと思います。しかし、もつと單純に教会がなすべき隣人のために生きることが充分に出来なかつた、その準備がなされていなかったことは、否定できないことではないでしょうか。

そしてもつと深刻と思われるのは、あの震災の直後に、「これは神のさばきである」、「悔い改めの機会である」とか、「伝道の好機である」という発想が、キリスト教界に起きたことです。私たちの教団内にももちろんありました。苦しむ人を目の前にして、このような発想しか生まれない私たちの信仰は正常なものであつたのでしょうか。命が助かつた人の証がまことしやかに語られました、それではディボーションの最中に地震に遭い命を落とした人々のことは、どのように理解されるのでしょうか。

信仰の内面性と伝道に重点が置かれた結果、社会との関係が希薄であつたとはよく言われるのですが、その社会との関係というのは、社会問題云々というよりも、私たちの隣人のために生きることなのです。行政とよく似た態度や、充分に機能できなかった教会の働きの原因は、実はこれまでのこのような信仰理解にあるのではないかと思わされるのです。悪意がなく、隣人のために生きることが出来なかつたとすれば、私たちの信仰は、厳しく問われなければなりません。これらの問いは、何か事件が起きた時に問われることではなく、普段の在り方についての問いです。普段無関心であることに、いざというときに反応することは出来ないからです。

このような信仰理解、そして普段の教会の生き方が問われるのは、戦責問題も実は同じことです。普段歴史や社会に無関心であるならば、信仰の戦いは出来ないということは、阪神淡路大震災の教会に対する大きな教訓です。

三 戦責告白決議をめぐって

①戦責声明（案）に対する反応

話を元に戻しますが、以上のような状況の中で、また問題意識の中で戦責問題は検討されてきました。そして宣教研究委員会が九七年一月に提示した「日本ホーリネス教団の戦争責任に関する声明（案）」について、いくつかの質問や意見が寄せられました。肯定的な意見もありましたが、否定的な意見の方がやはり多く、特に歴史を振り返る際、リバイバルや弾圧について消極的な評価しかなされていないことへの不満が寄せられました。また、過ちがあつたとしても、先達や関係者をかばおうという意見もありました。そして宣教研究委員会と教団委員会との間で、何度か意見のやりとりがなされました。しかし、やはり配慮の気持ちが強く働き、宣教研究委員会の当初の答申である声明案に比べると、批判のトーンはかなり後退したものが、教団委員会からの最終案となつて、九七年三月、第三四回教団総会へ提出されました。

②教団総会での議論

教団総会に於いて、戦責問題は多くの時間を費やして議論されました。教団委員会からの趣旨説明に続いて、多くの意見が交わされ、もっと歴史を積極的に評価すべきとの意見もいくつか出されました。しかし、少年時代に弾圧を経験した代議員から、戦時下の状況は、当初の声明案の記述の方が事実に近いとの意見が出されました。二日にわたつて議論された結果、宣教研究委員会でも使用をためらつた「告白」という言葉が「声明」に変わつて採用され、言い訳がましい表現をしないことなどの方向性を定めた上、細かな文言については教団委員会に委託することを条件として、教団総会は「日本ホーリネス教団の戦争責任に関する私たちの告白」を採択したのでした。

③最終稿の決定

教団総会から最終決定を委託された教団委員会は、福音による和解委員会からの提言を勘案しながら、数回の会議を経て最終稿を作成しました。ここに、最終稿までの変遷の一部を記します。宣教研究委員会による「声明案」、教団総会時の「総会案」、そして「最終稿」の順です。

例一

私たちの教会は、日本の軍国主義と、それを支えた天皇制については、

声明案：それを批判することなく、むしろ支持をしました。

総会案：批判の思いを持ちつつも現実的にはそれへの追従を余儀なくされました。

最終稿：それを批判することなく、むしろ支持をしました。

例二

拘禁された牧師たちの中には、

声明案：裁判のためとはいえ、それまでのキリスト教信仰を清算し、祖先崇拜などをして日本人として生きる証言する者たちがいました。

総会案：裁判でも信仰を告白し続けた者たちがおりましたが、一方では事情があつたとはいえ、それまでのキリスト教信仰を清算し、祖先崇拜などをして日本人として生きるという者たちもいました。

最終稿：裁判のために、それまでのキリスト教信仰を清算し、祖先崇拜などをして日本人として生き

ると言う者たちや、神社参拝に積極的な姿勢を示す者たちもいました。

例三

声明案：私たちの教会は、再臨信仰が問題とされていることが分かった時、きよめ教会すなわち私たちの教会と分裂して分かれた教会と、自分たちとの違いを強調することによって、自らの身を守ろうとしました。それは、弾圧時に日本基督教団がホーリネス教会を切り捨てたという自己保身の態度と基本的には変わらぬことでありました。

総会案：同根の教会との教理の相違の強調は、残念ながら自らの身を守る結果となりました。それは、弾圧時に日本基督教団がホーリネス系教会を切り捨てたという自己保身の態度と相通ずるものがありました。

最終稿：私たちの教会は、再臨信仰が問題となることが分かった時、かつて分かれた同信の友の再臨信仰との違いを強調し、自らの身を守ろうとしました。それは、弾圧時に日本基督教団がホーリネス系教会を切り捨てたという自己保身の態度と変わらぬものでした。

こうして決定された戦責告白は、教団総会代議員に発送された後、「りばいばる（一九九七年七月号）」紙上にて公表されました。

四 その後の動向

①戦責告白文の送付

戦責告白に盛られている関係団体に対して、一九九七年六月二六日付で、この戦責告白文は発送されました。

国内の謝罪対象である諸教派へ対しては、旧きよめ教会の流れに属する、基督兄弟団、基督聖協団、東洋宣教会きよめ教会へ発送されました。

また、和解の必要性を唱えた日本基督教団へ発送されたほか、私たちと同じ旧日本聖教会の流れに連なる諸教派や日本福音同盟などに参考として送られました。

アジア諸国に対しては、アジア太平洋地域ホーリネス教会連盟（AH連）に連なる各国宛に送付するため、英訳の作業が行われました。この作業の過程では、日本語の持つ曖昧なニュアンスや、英単語が戦責告白の趣旨を正しく表しているかについて、長時間にわたる議論がなされました。和解委員会の九七年度上半期の作業は、ほぼこの翻訳作業に費やされました。それだけに慎重に翻訳は行われたのですが、中道善次牧師や、ロバート・リー東京ミッション研究所長の協力をいただいたのは、感謝なことでした。そして、九七年一〇月に翻訳作業は終了し、各国へ発送されました。AH連の公用語が英語であるために、英語への翻訳のみがなされました。

報道関係では、クリスチャン新聞（九七年七月二七日）が全文、キリスト新聞（九七年八月九日）が一部を掲載しました。一般紙等への発送はしませんでした。が、その後の基督兄弟団、基督聖協団や日本基督教団との和解交渉については、九七年一二月一六日付の朝日新聞夕刊（一部地域朝刊）が取り上げました。

②教団内での啓蒙活動

戦責告白公表後、和解委員会は、「りばいばる」紙に「戦責告白と私たち」というシリーズ記事を掲載しています。その内容は、教団総会前後に寄せられた質問に答えるもので、委員会が想定した間ではなく、実際に寄せられた質問を取り上げています。また、戦責告白による諸教派との和解交渉の報告も、「りばいばる」紙上においてなされています。

また、戦責告白についての学びがなされています。戦責告白採択前後になされた学び会で、当委員会が現時点で把握している範囲では、武毛教区連合壮年会、神奈川教区連合青年会、東日本教職セミナー、大島青年キャンプ、宝塚教会、横浜教会、狭山教会、鶴沼教会、井土ヶ谷教会青年会、記念誌発行に関連させて行った茅ヶ崎教会、弾圧経験者である前任牧師の記念会と合わせて行った三沢教会、二件の単立教会があります。また、JEAの信教の自由セミナー、東京ミッション研究所のフォーラムにおいて、戦責告白についての説明がなされました。

③ 諸教派との交渉

さて、関係諸教派に送られた戦責告白をめぐって、はじめに交渉がもたれたのは、日本基督教団でした。九七年八月五日に、日本基督教団の小沢貞雄総幹事、教団新報の古屋治雄主筆、丹波二三夫記者が教団本部を訪れ、公式な交流が始まりました。

日本基督教団は、一九六七年に戦責告白を発表して自らの戦争責任について取り組んできましたが、ホーリネス系教会に対しては、八四年の第二三回教団総会で謝罪を決議し、八六年第二四回総会で謝罪と悔い改めを表明する集会を開きました。この謝罪は、直接関係者に対して行われたために、私たちの教団は特に何の反応も示しませんでした。そして私たちは、日本基督教団は戦時下に信仰を曲げ、自分たちを切り捨てた教団であるという意識を持ちつづけてきたのですが、私たちの教会の歴史を振り返るときに、私

たちの教会のもつていた問題点は、日本基督教団のそれと何も変わらぬことが明らかになりました。

その第一点は、日本の教会は教派の合同を以前から願っていたが、天皇神格化と、宗教の国家管理を議論む国家の圧力に屈したにもかかわらず、日本基督教団の成立を主体的な信仰決断と認識していたことです。そして旧日本聖教会も国家とキリスト教界の意向を受け入れて日本基督教団に参加しました。

第二は、自分たちの信仰が正統的であるという自覚が、天皇を崇敬する愛国者の自負と同一視されたことです。旧日本聖教会も、国家の意向に沿って教義の変更をしたり、神社参拝をしていると証言するなど、正統信仰の自覚と、愛国者であるとの意識が混同されていました。

第三はその結果ですが、日本基督教団はホーリネス系教会を異端的、非国民的なものとして切り捨てました。そして旧日本聖教会も、信仰の源流を同じくする旧きよめ教会の再臨信仰は脱線しており、神社参拝に消極的な姿勢は非国民的であるとして、自分たちの裁判を有利に進めようとしたことが挙げられます。このように、本質的には全く同じ問題点をかかえているにもかかわらず、自分たちのことを正当化してきたことに対する問題意識が、日本基督教団との対話に至りました。

次に、旧きよめ教会の流れに属する、基督兄弟団、基督聖協団との対話が、相次いで行われました。基督兄弟団とは一月一日に東京ヒルトンホテル、基督聖協団とは一月十日に九段会館において、謝罪と懇談の時がもたれました。旧きよめ教会との間にある問題点は二つです。

第一は、弾圧時の裁判で、旧きよめ教会を切り捨てて発言をしたことです。前述のように、その原因は正統信仰の自覚と愛国者であるとの意識の混同にあります。このことは、人道的な問題でもあります、それ以上に教会の信仰の問題なのです。

第二は、旧日本聖教会と旧きよめ教会が、和協分離という形によって分かれた際に取り交わされた覚書の、ホーリネスという「旧名称を用いず」という約束に、私たちの教団は違反しているというものです。この問題は、戦責問題とは本質的には異なる課題です。それは、切り捨て発言のような教会の本質にかかわる事柄というよりは、教団同士のいわば信義に関する課題だからです。ここでは、明らかな課題として「名称問題」が取り上げられていますが、教会の本質を問いつつ歴史を振り返る時に、私たちはそのほかの諸課題についても、真摯な取り組みをする必要があります。それが和解の結実とも言えるでしょう。

どちらの場合も松木教団委員長が以上の二点について謝罪の言葉を述べ、出席した教団委員が起立して頭を下げ、文字どおりお詫びをしました。それに対して基督兄弟団、基督聖協団ともに好意的に受け止めて下さり、和解がなったことを確認しました。そして、教団間にある諸課題や歴史の検証については協議が続けられています。

最後に、A H連を中心としたアジアの諸教会との対話ですが、歴史検証などの働きかけが始められています。

・和協分離の覚書は、分離すること、財産を二分することなど、五つの項目から成り、名称に関しては、第三の項目に次のように記されています。

「第三、両団体は今後旧名称を用いず、新たに自己の教会並びに財団の名称を選定使用する」

（米田勇「中田重治伝」四九六頁、福音宣教会）